

## 伊丹市立瑞穂小学校 PTA 個人情報取扱細則

(目 的)

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報の取り扱いについて定める。

(責 務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めなければならない。

(管 理 者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA会長とする。

(取 扱 者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、教職員、PTA役員およびその任務を補助するものとする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者および取扱者は、任務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利 用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

1. 会費集金、管理、その他の文書の送付
2. 会員名簿、役員名簿、各種事業参加者名簿の作成
3. 会の運営および活動に必要な連絡

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に規定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(電子機器等)

第10条 電子機器等で個人情報を取り扱う場合は、ウィルス対策ソフトを入れるとともに、ファイルにパスワードをかけるなど適切に管理しなければならない。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第12条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じるものとする。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

(研 修)

第14条 本会は、PTA役員に対して、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

本細則は、平成30年5月11日より施行する。